

西条市がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であること、その他のがんが市民の生命及び健康にとって重大な課題であることに鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び愛媛県がん対策推進条例（平成22年愛媛県条例第26号）の目的を踏まえ、がん対策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療福祉関係者 がんの予防、がん医療及び福祉サービスに関わるものをいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。
- (4) がん患者等 がん患者及びがんになり患した経験がある者並びにそれらの家族等をいう。

(基本理念)

第3条 がん対策は、市民一人一人が、がんを正しく知り、がんの予防及び早期発見に努めるとともに、適切な医療及び支援により、がん患者等が地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療福祉関係者、事業者及び市による相互の連携の下に推進されなければならない。

2 がん対策は、市民ががんになり患したとしても、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、愛媛県（以下「県」という。）、市民、保健医療福祉関係者、事業者及びがん患者等と連携を図り、本市の特性に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ継続的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がん検診を積極的に受診し、及びがん患者に関する理解を深めるよう努めるとともに、市のがん対策に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第6条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、がん医療及び福祉サービスの実施並びに市のがん対策に関する施策への協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業所におけるがん検診及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

2 事業者は、従業員のがん検診の結果を踏まえ、早期に医療機関につなげ、及び従業員ががんになり患したとしても、勤務を継続することができる体制づくりに努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、国、県及び保健医療福祉関係者と連携を図り、がん対策に資する情報を収集するとともに、市民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びに患者支援に関する情報を適切に提供するものとする。

(がん教育の推進)

第9条 市は、市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がん及び命の大切さに関する理解を深めるための教育を推進するものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第10条 市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、生活環境及びウイルス等が健康に及ぼす影響の正しい知識の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、がんの早期発見を推進するため、国の指針及び最新の科学的知見を踏まえたがん検診を実施するものとする。

(在宅医療及び緩和ケアの充実)

第11条 市は、保健医療福祉関係者と連携し、在宅医療を希望するがん患者等の意向を尊重し、必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、県及び保健医療福祉関係者と連携し、緩和ケアの充実を図るため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(骨髄移植等の推進)

第12条 市は、白血病等の血液がんに対し、保健医療福祉関係者と連携して、骨髄移植、臍帯血移植等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等への支援)

第13条 市は、がん患者等が、がんと共存し、がんと向き合う中で新たな価値観を創造し、尊厳をもって安心して自分らしい生活を送るために、次に掲げる必要な施策を実施するものとする。

- (1) 医療機関との連携によるがんに関する相談支援センターの活用の促進
- (2) がん患者等の身体的、精神的又は社会的な苦痛等を予防し、及び緩和するための取組の推進
- (3) がん患者等で構成される民間団体の活動の情報の発信及びそれらの団体が行う市のがん対策に資する活動への協力

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等への支援に必要な施策

(がん患者等の就労支援)

第14条 市は、がん患者等の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業者に対するがん患者等の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、がん対策に関する施策を充実させるため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。